

平地域づくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、平地域づくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を南砺市下梨2271番地 若者センター「春光荘」におく。

(目的)

第3条 本会は、平地域（以下「地域」という。）住民が自ら地域の将来像を考え、住民の信頼関係のもと、その実現にむけて地域住民が協働することによって住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- (1) 社会福祉の充実と推進事業
- (2) 健康増進、スポーツ振興事業
- (3) 生活環境改善、循環型社会の推進事業
- (4) 教育文化の推進、及び地域歴史保存・継承事業
- (5) 教育、および青少年育成の推進事業
- (6) 安全、雪対策および防災に関する事業
- (7) コミュニティ形成推進、広報活動、および自治等の事業
- (8) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 組織は、地域づくり協議会組織表（別紙1）のとおりとする。

- 2 本会の会員は、全地域住民、および本会の目的に賛同する地域内の事業所とする。
- 3 本会は、年齢、男女や社会的地位等の差別を排除し、会員誰もが自由に参加できるものとし、また青少年層の積極的な参加の促進に努める。
- 4 本会は、思想信条の押し付けがなく、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名(地域づくり部会長・区長協議会長)
- (3) 監事 2名
- (4) 交流センター管理者 1名
- (5) 地域指導員 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 地域おこし協力隊 1名

2 本会に参加を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 役員を選出はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、会員の中から、役員選考委員会により選考し理事会に置いて選出し、総会にて承認を得る。
- (2) 事務局は、交流センター管理者、地域指導員、会計で組織し、会員の中から理事会にて決定し、会長が委嘱する。
- (3) 参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員選考委員会)

第8条 役員選考委員は、役員改選時期前に、理事会にて、理事の互選により委員を5名選出し、うち委員長を1名互選により決定する。

2 役員選考委員会は、会長、副会長、監事の候補者を会員の中より選考し委員長は理事会に報告する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会務を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 監事は、会務・会計を監査し総会に報告する会計、資産の状況及び事業の執行状況を監査し総会に報告する。
- (4) 交流センター管理者、地域指導員、会計は、事務及び庶務会計の事務処理にあたる。
- (5) 参与は、会務に参加する事業・計画に加わって相談を受ける。

(任期)

第10条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 役員の中で欠員が生じたときには、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は総会、理事会、専門部会とする。

(総会)

第12条 総会は、会長、副会長、区長（行政推進委員）、各専門部長（地域づくり部会長は除く）、監事2名及び各専門部員をもって構成する最高の決議機関であって、この会則に定める事項のほかこの会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

- 2 定期総会は、会長の招集により毎年1回以上開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときのほか、区長（行政推進委員）または、専門部会の相当数（3分の1以上程度）の要求があったときは、会長は臨時総会を招集し、開催しなければならない。
- 4 総会は、委任状を含め、2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者及び委任状を含めた過半数で決議する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 事業計画案及び予算
 - (4) 総会に提案された事項
- 6 総会には次の役員を置く
議長1名 議事録署名人2名
- 7 議長は、会長が行う。
- 8 議事録署名人は、議長が指名する。ただし、議事録署名人は、総会出席者の中から選出する。
- 9 議長は総会の議事進行を行う
- 10 事務局員は、総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長および議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお議事録は、事務局が保管する。

(理事会)

第13条 理事会は、会長（1名）、副会長（2名）、各専門部会長（4名）、事務局（3名）、地域支援員（3名）、地域おこし協力隊（1名）（以下、「理事会役員」という。）及び参与をもって構成し、会長が招集し、次の事項について立案し、総会に提案するほか、各専門部会とともに事業を遂行する。

- (1) 本会運営の基本事項

(2) 総会に付議する事項

(3) その他必要な事項

2 前項の規定に関わらず理事会は緊急を要する事項について先決することができる。

3 監事及び専門部員は、必要に応じ理事会に出席することができる。

(専門部会)

第14条 専門部員は、地区内から公募及び会長推薦からなる部員をもって構成し部員の互選により部長1名、副部長若干名を選出する。ただし選出に際して男女の比率が著しく偏らないよう考慮する。

2 専門部会は部長が招集し、事業の企画、調整、運営実行する。

3 専門部会は、次の5部とし、その主たる事業は次のとおりとする。

(1) 防災安全部会

・交通安全、防犯、雪対策及び防災に関する事業

(2) 環境福祉部会

・社会福祉の充実と推進に関する事業

・生活環境改善、循環型社会の推進事業

(3) 教育文化部会

・教育文化の推進、および地区歴史保存・継承事業

・教育、および青少年育成の推進事業

・交流事業

・婚活事業

(4) 健康スポーツ部会

・健康増進、スポーツ振興事業

(5) 地域づくり部会

・地域活性化事業、

・移住定住対策事業、

・地域課題検討

・空き家対策

・その他目的達成に必要な事業

4 専門部会部長は、会議録を作成し、資料とともに事務局に提出し、保管は、事務局がするものとする。

(会計)

第15条 本会の経費は会費・交付金・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の経費は、総会で決議された予算の範囲内において、理事会の承認により、用途の変更および流用することができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報等の公開広報)

第17条 本会の会議等はすべて公開を原則とし、事業計画(案)、事業報告、予算決算についても地域住民に広く周知するものとする。

2 会員はいつでも地域づくり協議会の会計帳簿及び議事録または会議録の閲覧を申請することができる。

3 前項の規定による閲覧申請があった場合には、会長は遅滞なくこれを許可し、関係者立会いの上、閲覧させなければならない。

(その他)

第18条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮り別に定める。

付 則

この会則は平成31年4月1日より施行する。

令和2年4月1日改正